

九州大学総括安全衛生管理者等規程

平成16年度九大規程第59号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 6年 5月28日
(令和6年度九大規程第6号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程（平成16年度九大就規第23号）第2条から第4条まで及び第6条から第8条までの規定に基づき、九州大学に置く総括安全衛生管理者等に関し必要な事項を定めるものとする。

(総括安全衛生管理者)

第2条 総括安全衛生管理者を置く事業場は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 馬出地区
- (2) 筑紫地区
- (3) 大橋地区
- (4) 病院福岡地区
- (5) 病院別府地区
- (6) 伊都地区ウエスト
- (7) 伊都地区センター・イースト

2 総括安全衛生管理者（病院別府地区事業場に置く総括安全衛生管理者を除く。）は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第25条に定める部局の長をもって充て、当該事業場が複数の部局により構成される場合は、当該部局の長の互選により定める。ただし、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所については副所長をもって充てることができるものとする。

3 病院別府地区事業場に置く総括安全衛生管理者は、病院別府病院長をもって充てる。

4 総括安全衛生管理者は、総長が委嘱する。

5 総括安全衛生管理者が長期の出張、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、当該事業場に設置される安全・衛生委員会において代理者を選任し、代理者を選任したときは、速やかに総長に報告しなければならない。

(衛生管理者)

第3条 第1種衛生管理者（以下「衛生管理者」という。）を置く事業場は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 馬出地区
- (2) 筑紫地区
- (3) 大橋地区
- (4) 病院福岡地区
- (5) 病院別府地区
- (6) 伊都地区ウエスト
- (7) 伊都地区センター・イースト

2 前項に定める衛生管理者の配置人数は、別表のとおりとし、前項第1号、第4号、第6号及び第7号の事業場の衛生管理者のうち、1名は、専任とする。

3 衛生管理者は、別表に定める部局等からの推薦により、総長が委嘱する。

4 衛生管理者が長期の出張、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、当該事業場に設置される安全・衛生委員会において代理者を選任し、代理者を選任したときは、速やかに総長に報告しなければならない。

5 前項に定める代理者で、当該事業場に資格を有する者がいない場合若しくは不適當な場合は、当該事業場において保健衛生の業務に従事している者又は従事した経験のある者を代理者に選任するものとする。

(衛生管理者の業務)

第4条 衛生管理者の具体的業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 健康に異常のある者の発見とその措置に関すること。
- (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。
- (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
- (4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検と整備に関すること。
- (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に関すること。
- (6) 職員の負傷及び疾病並びにそれらに係る死亡、欠勤及び異動についての統計に関すること。
- (7) 衛生日誌の作成等職務上の記録の整備に関すること。

(衛生推進者)

第5条 衛生推進者を置く事業場は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 演習林
- (2) 箱崎地区
- (3) 九大新町地区

2 前項に定める衛生推進者の配置人数は、別表のとおりとする。

3 衛生推進者は、別表に定める部局等からの推薦により、総長が委嘱する。

(衛生推進者の業務)

第6条 衛生推進者の具体的業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- (2) 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。
- (3) 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 安全衛生教育に関すること。
- (5) 異常事態における応急措置に関すること。
- (6) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (7) 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。

(産業医)

第7条 産業医を置く事業場は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 馬出地区
- (2) 筑紫地区
- (3) 大橋地区
- (4) 病院福岡地区
- (5) 病院別府地区
- (6) 伊都地区ウエスト
- (7) 伊都地区センター・イースト

2 前項第1号、第4号、第6号及び第7号の事業場の産業医は、専属とする。

3 産業医は、総長が委嘱する。

(作業主任者)

第8条 別表に定める部局等のうち作業主任者を選任すべき作業を行うものごとに、作業主任者を置くものとする。

2 作業主任者は、前項の規定により作業主任者を置くものとする部局等からの推薦により、総長が委嘱する。

(防火・防災管理者)

第9条 防火・防災管理者については、国立大学法人九州大学防火・防災管理規則（平成16年度九大会規第13号）第7条で定めるところによる。

(職務の補佐)

第10条 別表に定める部局等の事務を所掌する安全衛生担当の係は、衛生管理者及び衛生推進者の職務を補佐するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規程第141号)
この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年度九大規程第225号)
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第16号)
この規程は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則 (平成17年度九大規程第31号)
この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第36号)
この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規程第96号)
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第24号)
この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第42号)
この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年度九大規程第119号)
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規程第67号)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第5号)
この規程は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年度九大規程第28号)
この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第30号)
この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第62号)
この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第126号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第9号)
この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第31号)
この規程は、平成21年8月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の九州大学総括安全衛生管理者等規程別表中のシンクロトン光利用研究センターに係る規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則 (平成21年度九大規程第52号)
この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第62号)
この規程は、平成21年10月26日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第78号)
この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第116号)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第18号)
この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第80号)
この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大規程第177号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第18号)

この規程は、平成23年5月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の九州大学総括安全衛生管理者等規程第2条第3項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年度九大規程第21号)

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第26号)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第56号)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第72号)

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第86号)

この規程は、平成24年1月1日から施行する。ただし、別表中「芸術工学東京サイト」を削る改正規定は、平成24年1月15日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第98号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第25号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第47号)

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第61号)

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第69号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第100号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第2号)

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第27号)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第33号)

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第37号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第47号)

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第56号)

この規程は、平成25年11月19日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第58号)

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第66号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第74号)

この規程は、平成26年1月27日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第83号)

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規程第146号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第7号)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第12号)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第71号)

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第83号)

この規程は、平成26年12月25日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第89号)

この規程は、平成27年1月22日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第147号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第7号)

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第45号)

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第57号)

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第69号)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第130号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第15号)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第27号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第58号)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第65号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第71号)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第74号)

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第85号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第3号)

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第27号)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、「地球資源工学グローバル人材養成のための学部・大学院ビルドアップ協働教育プログラム」教育拠点を削る改正規定は平成29年4月1日より適用し、「アジア都市・建築環境の発展的持続化を牽引する人材育成のための協働教育プログラム」教育拠点を加える改正規定は平成29年8月25日より適用する。

附 則 (平成29年度九大規程第41号)

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規程第127号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規程第3号)

この規程は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規程第11号）

この規程は、平成30年7月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規程第48号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第68号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第76号）

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第96号）

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第142号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第18号）

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第90号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第118号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第68号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第169号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第22号）

この規程は、令和4年8月25日から施行し、令和4年6月1日から適用する。ただし、別表中オープンイノベーションプラットフォームの事業場を伊都地区センター・イーストから伊都地区ウエストに変更する改正規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和5年度九大規程第96号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第16号）

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第33号）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第87号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年度九大規程第6号）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第3条・第5条関係）

事業場名	衛生管理者及び衛生推進者を配置する部局等区分	衛生管理者 配置人数	衛生推進者 配置人数
箱崎地区	事務局（統合移転推進課） 総合研究博物館 大学文書館 跡地処分統括室		1
馬出地区	医学研究院 システム生命科学府 医学系学府 統合新領域学府 医学部 アイソトープ統合安全管理センターアイソトープ総合 センター病院地区実験室 医療系統合教育研究センター 環境発達医学研究センター	1	
	歯学研究院 歯学府 歯学部	1	
	薬学研究院 薬学府 薬学部 感染症創薬研究センター	1	
	生体防御医学研究所 システム生命科学府	1	
	医系学部等事務部 事務支援センター 附属図書館医学図書館 高等研究院 情報基盤研究開発センター 先端医療オープンイノベーションセンター キャンパスライフ・健康支援センター 学術研究・産学官連携本部	2	
筑紫地区	総合理工学研究院 総合理工学府 統合新領域学府 応用力学研究所 先端物質化学研究所 附属図書館筑紫図書館 中央分析センター	2	

	<p>グリーンテクノロジー研究教育センター シンクロトン光利用研究センター 極限プラズマ研究連携センター キャンパスライフ・健康支援センター 洋上風力研究教育センター 半導体・デバイスエコシステム研究教育センター 筑紫地区事務部 事務支援センター</p>		
大橋地区	<p>芸術工学研究院 芸術工学府 統合新領域学府 芸術工学部 附属図書館芸術工学図書館 未来デザイン学センター ユナス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター キャンパスライフ・健康支援センター 未来社会デザイン統括本部 芸術工学部事務部 事務支援センター</p>	2	
演習林	<p>農学部附属演習林（福岡演習林） 農学部等事務部演習林事務室</p>		1
	<p>農学部附属演習林（宮崎演習林） 農学部等事務部演習林事務室（宮崎）</p>		1
	<p>農学部附属演習林（北海道演習林） 農学部等事務部演習林事務室（北海道）</p>		1
病院福岡地区	<p>病院 生命科学革新実現化拠点</p>	6	
病院別府地区	<p>病院</p>	1	
伊都地区ウエスト	<p>工学研究院 システム情報科学研究院 システム生命科学府 工学府 システム情報科学府 統合新領域学府 工学部 先導物質化学研究所 中央分析センター伊都分室 システムLSI研究センター 超伝導システム科学研究センター 超顕微解析研究センター 西部地区自然災害資料センター</p>	9	

水素エネルギー国際研究センター
未来化学創造センター
鉄鋼リサーチセンター
加速器・ビーム応用科学センター
分子システム科学センター
日本エジプト科学技術連携センター
プラズマナノ界面工学センター
医用生体工学研究センター
水素材料先端科学研究センター
キャンパスライフ・健康支援センター
五感応用デバイス研究開発センター
数理・データサイエンス教育研究センター
都市研究センター
次世代接着技術研究センター
先進電気推進飛行体研究センター
工学部等事務部
革新的マテリアルDX拠点
理学研究院
数理学研究院
理学府
数理学府
システム生命科学府
マス・フォア・イノベーション連携学府
理学部
マス・フォア・インダストリ研究所
アイソトープ統合安全管理センターアイソトープ総合
センター伊都地区実験室
国際宇宙惑星環境研究センター
低温センター
先端素粒子物理研究センター
理学部等事務部
「マス・フォア・イノベーション卓越大学院」教育拠
点
情報基盤研究開発センター
サイバーセキュリティセンター
ラーニングアナリティクスセンター
情報統括本部
データ駆動イノベーション推進本部
情報環境整備推進室
情報システム部
附属図書館理系図書館
農学研究院
システム生命科学府
生物資源環境科学府
農学部
アジア・オセアニア研究教育機構
実験生物環境制御センター
熱帯農学研究センター

	<p>有体物管理センター 植物フロンティア研究センター 農学部附属農場（高原農業実験実習場を含む。） 農学部等事務部 高等研究院 韓国研究センター 学術研究・産学官連携本部 環境安全衛生推進室 研究・産学官連携推進部（産学官連携推進課を除く。） 施設部 事務支援センター</p>		
<p>伊都地区センター ・イースト</p>	<p>人文科学研究院 比較社会文化研究院 人間環境学研究院 法学研究院 経済学研究院 言語文化研究院 高等研究院 人文科学府 地球社会統合科学府 人間環境学府 法学府 法務学府 経済学府 共創学部 文学部 教育学部 法学部 経済学部 基幹教育院 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所 附属図書館 エネルギー研究教育機構 留学生センター 環境安全センター ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター アドミッションセンター EUセンター 次世代燃料電池産学連携研究センター 科学技術イノベーション政策教育研究センター アジア埋蔵文化財研究センター キャンパスライフ・健康支援センター 最先端有機光エレクトロニクス研究センター ネガティブエミッションテクノロジー研究センター 国際教育ナビゲーションセンター 統合移転推進本部</p>	<p>5</p>	

	基金本部 広報本部 グローバル化推進本部 学術研究・産学官連携本部 未来社会デザイン統括本部 未来人材育成機構 社会連携推進室 国際戦略企画室 SHAREオフィス インスティテューショナル・リサーチ室 キャンパス計画室 ハラスメント対策推進室 男女共同参画推進室 統合移転事業推進室 法務統括室 基金事業推進室 同窓生連携推進室 広報戦略推進室 総長支援室 危機管理室 研究戦略企画室 財務戦略室 伊都診療所 人文社会科学系事務部 監査・コンプライアンス室 「アジアのゼロ・エミッション持続循環型環境都市を 牽引する人材育成・協働教育プログラム」教育拠点 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究拠点 “ビヨンド・ゼロ”社会実現に向けたCO ₂ 循環シス テム研究拠点 附属図書館付設記録資料館 事務局（東京オフィス、大阪オフィス、博多駅オフィ ス及び九重研修所を含む。研究・産学官連携推進部、 施設部、情報システム部及び事務支援センターを除 く。）		
九大新町地区	学術研究・産学官連携本部 研究・産学官連携推進部産学官連携推進課		1

(備考)

- 1 配置人数については、この表に定める数以上置くことができる。
- 2 九州大学学則第14条に規定する学部、学府、研究院及び附置研究所（以下「学部等」という。）に置かれている附属施設はそれぞれの学部等に含む。